資料３

企画提案書作成要領

ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における

共創空間構築支援業務委託

令和８年１１月

埼玉県産業労働部新産業育成課

１　はじめに

本書は、ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託公募型プロポーザルの実施に際し、受託希望者に提出を求める企画提案書の作成方法等について、定めるものである。

なお、企画提案書の作成に当たっては、本書はもとより、実施要領、仕様書についても熟読すること。

２ 企画提案書の作成方法

（１）提案書

表１に示す設問に対する提案者の取組や対案等について、提案書に記載する。

ア 留意点

（ア）表１「提案項目」について、もれなく記載すること。（３(5)独自提案は任意項目）

（イ）記述事項の順序は、「提案項目」の順序と同一にすること。

（ウ）必要に応じ、図表、絵、写真等は使用可とする。

（エ）可能な限り平易な言葉を用いること。また、やむを得ず専門用語を用いる場合は、同用語の説明を注釈等により記載すること。

（オ）カタログやパンフレット等からの転載のみによる提案は認めない。

【表１】提案項目

提案項目	内 容
１ 基本方針	SAITAMA ロボティクスセンター(仮称)の状況を踏まえた取組方針を記載すること。
２ 実施体制 (1)類似業務の受託実績	本業務の業務委託に関する国又は地方公共団体での履行実績について、次の①～④の事項を記述すること。 なお、複数の企業で提案する場合は、どの構成企業による実績であるかを明記すること。 ①団体名、②実施年度、③契約金額、④委託概要
２ 実施体制 (2)業務の実施体制	実施体制図、配置を予定している要員の氏名、役割、保有資格等を記述すること。想定による記述である場合は、該当箇所に（想定）と記入すること。
２ 実施体制 (3)スケジュールの実効性（プロジェクト管理）	本業務委託の全体スケジュールと各項目の実施期間及び必要工数を表形式で記述すること。 なお、作成に当たっては、受託者はもとより、本県職員の作業スケジュールも記述すること。
３ 企画提案内容 (1) ロボット開発企業等への調査・コンサルティング業務	県内中小企業等のロボット開発拠点であるセンターにとって望ましい共創環境を構築するため、センターの利用が見込まれる企業やセンター運営候補者等を対象とした調査をどのように行うか記述すること。

３ 企画提案内容 (2)ロゴデザイン・内装デザイン検討支援	センターの価値を広く浸透させ認知度向上を図る上で、統一感のある情報発信を推進するためのシンボルとなるロゴマークの作成をどのような方針で行うか記述すること。 また、ロゴマークと統一感のある内装デザインの検討をどのように行うか記述すること。
３ 企画提案内容 (3)レイアウトプラン	レイアウトプランの作成方針について具体的に説明すること。
３ 企画提案内容 (4) 物品調達方針	什器類について、どのようなコンセプトで製品を提案しようとしているのか説明すること。加えて、どのような製品を提案しようとしているか、具体的な銘柄やその特徴を記述すること。
３ 企画提案内容 (5) 独自提案事項 （記入は任意）	本業務による成果をより一層高めるために、上記１、２(1)～(3)及び３(1)～(4)以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

イ 体裁

任意様式として、次のとおり作成すること。

（ア）Ａ４判で作成することとし、各ページにはページ番号を表示すること。
なお、Ａ４判によりがたい場合は、Ａ３判とすることも可とする。

（イ）企画提案書の１ページ目は「表紙」とし、次の事項を記載すること。
・表題
・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス

（ウ）企画提案書の２ページ目は「目次」とすること。

（エ）文字サイズは、原則として１１ポイント以上の大きさとすること。

（オ）カラーでの作成は可とするが、モノクロ印刷する場合も内容が判別できるよう配慮すること。

（カ）本企画提案書は、プレゼンテーション審査において使用するため、企画提案書の枚数を上限 20 枚とする。応募者は上限枚数内で、プレゼンテーション時間(20 分)を考慮した構成で作成すること。

（２）見積書

見積書には、見積書に記載した内容について可能な限り詳細な内訳を記述した経費内訳書を作成し、併せて提出すること。

３ その他

（１） 提案書の作成に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

（２） 提案書の提出は、１者につき１案のみとする。

（３） 提案書の記述について、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現可能な提案であるとみなす。

（４）次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

ア 提出期限までに企画提案書等を提出しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査において虚偽の説明を行った場合

エ 会社更生法の適用を申請するなど契約を履行することが困難であると認められる場合

オ 審査の公平性を害する行為を行った場合

カ その他、著しく信義に反する行為等があった場合

（５）提出された提案書の取扱いは次のとおりとする。

ア 評価以外の目的で、参加者に無断で使用しない。

イ 「埼玉県情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがある。

ウ 提出後、県の判断により補足資料等の提出を求めることがある。

エ 企画提案競技終了後も返却しない。